

○海部地区水防事務組合服務規程

昭和 48 年 9 月 18 日
訓令第 3 号

改正 平成 8 年 11 月 29 日訓令第 1 号
平成 22 年 2 月 15 日訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、別に定めるものを除くほか、職員の服務に関し必要な事項を定めるものとする。

(服務)

第 2 条 執務の際は、言語容儀を正しくし、職員としての体面を失するような挙動のないよう注意し、応接は努めて懇切及び丁寧に行わなければならない。この場合において、出張中においてもまた同様である。

第 3 条 前条に定めるもののほか、服務については、愛西市服務規程（平成 17 年愛西市訓令第 3 号）の例によるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 11 月 29 日訓令第 1 号)

この規程は、平成 8 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 2 月 15 日訓令第 1 号)

この規程は、平成 22 年 3 月 22 日から施行する。